

配偶者控除および配偶者特別控除の改正について

配偶者控除

配偶者控除について、納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられ、合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が減少し、1,000 万円を超える場合は適用できません。

改正前（平成 30 年度以前）の控除額

納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
制限なし	33 万円	38 万円

改正後（平成 31 年度以後）の控除額

納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	33 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円

※注意点

- ① 合計所得金額が 38 万円(給与収入のみで 103 万円)を超えた場合は扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても、障害者扶養控除の対象にならないので注意してください。
また、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円超で配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれますので、配偶者が障がい者である場合、障害者扶養控除の対象になります。
- ② 配偶者控除の対象となる配偶者であっても、所得や各種控除額に応じて配偶者自身にも個人住民税が課税される場合があります。
- ③ 事業専従者や未届の妻・夫については控除対象外です。

配偶者特別控除

配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が 123 万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されます。また、納税義務者(扶養する人)本人に収入制限を設けることとし、合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が減少し、1,000 万円を超える場合は従来どおり適用できません。

改正前（平成 30 年度以前）

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 40 万円未満	33 万円
40 万円超 45 万円未満	33 万円
45 万円超 50 万円未満	31 万円
50 万円超 55 万円未満	26 万円
55 万円超 60 万円未満	21 万円
60 万円超 65 万円未満	16 万円
65 万円超 70 万円未満	11 万円
70 万円超 75 万円未満	6 万円
75 万円超 76 万円未満	3 万円
76 万円以上	0 円

改正後（平成 31 年度以後）

配偶者の 合計所得金額	控除額			※配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者の 給与の収入金額
	納税義務者の合計所得金額			
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
38 万円超 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	1,030,000 円超 1,550,000 円以下
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,668,000 円未満
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,668,000 円以上 1,752,000 円未満
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,752,000 円以上 1,832,000 円未満
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,832,000 円以上 1,904,000 円未満
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,904,000 円以上 1,972,000 円未満
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,972,000 円以上 2,016,000 円未満
123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,016,000 円以上

※注意点

- ① 配偶者特別控除は夫婦のうちどちらか一方のみが受けることができます。
- ② 事業専従者や未届の妻・夫については控除対象外です。

所得税の配偶者控除および配偶者特別控除の控除額につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページへのリンク

・配偶者控除について

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191.htm>

・配偶者特別控除について

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1195.htm>